

議案第 30 号

協議項目 2 「合併の期日に関すること」

協議項目 2 「合併の期日に関すること」について、次のとおり定める。

平成 15 年 8 月 27 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

合併の期日

合併の期日は、平成 16 年 12 月 5 日とする。

1 合併の期日の協議に当たっての留意事項

合併の期日の協議に当たっては、次のような事項を総合的に留意する必要がある。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

- ・ 合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

合併の手続きに要する期間を考慮すること。

- ・ 合併するためには、合併協定書の調印後、4 市町村の各議会において合併議案の議決を経て、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

合併後の新市の予算編成に要する期間を考慮すること。

- ・ 合併後の新市が速やかに一体性の確立を図るためには、新市建設計画に基づく各種事業の執行に要する予算を早期に編成する必要がある。

合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、出来るだけ支障の少ない時期を考慮すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による 3 町村の決算処理は出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 電算システム切り替えなどの準備作業の期間を考慮する。

市町村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期を考慮すること。

2 4 市町村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期

市町村名	市町村長の任期	議会の議員の任期	農業委員会の委員の任期
前橋市	平成 16 年 2 月 27 日	平成 17 年 2 月 22 日	平成 17 年 7 月 19 日
大胡町	平成 17 年 12 月 11 日	平成 19 年 4 月 30 日	上記同様
宮城村	平成 19 年 8 月 21 日	平成 19 年 4 月 29 日	上記同様
粕川村	平成 18 年 3 月 22 日	平成 16 年 12 月 7 日	上記同様

3 最近の先進地事例

合併先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併の方式	協議会設置年月日	備 考
平成 1 3 年 4 月 1 日(日)	潮来市	2 町	編 入	平成 1 1 年 8 月 2 3 日	
平成 1 3 年 5 月 1 日(火)	さいたま市	3 市	新 設	平成 1 2 年 4 月 2 9 日	
平成 1 3 年 1 1 月 1 5 日(木)	大船渡市	1 市 1 町	編 入	平成 1 3 年 7 月 1 9 日	
平成 1 4 年 4 月 1 日(月)	さぬき市	5 町	新 設	平成 1 2 年 4 月 1 日	
平成 1 4 年 1 1 月 1 日(金)	つくば市	1 市 1 町	編 入	昭和 6 3 年 2 月 8 日	
平成 1 5 年 2 月 3 日(月)	福山市	1 市 2 町	編 入	平成 1 4 年 1 月 2 1 日	
平成 1 5 年 4 月 1 日(火)	呉市	1 市 1 町	編 入	平成 1 4 年 4 月 4 日	
平成 1 5 年 7 月 7 日(月)	新発田市	1 市 1 町	編 入	平成 1 4 年 9 月 3 0 日	